

大学における税務会計教育と会計学カリキュラムに関する一考察

A Study on the Current State of the Tax Accounting Education and the Accounting Curriculum in Japanese Universities.

小島信史

Shinji KOBATAKE

sk@alice.asahi-u.ac.jp

要旨

今日、ほとんどの大学の会計学教育カリキュラムは、税務会計を財務会計（会計学）の応用領域、または発展科目として3年次以降に設置、開講している。しかし、税務会計にかかわる企業数は、金融商品取引法会計ならびに会社法会計と比較したとき、圧倒的多数であり、近年、税務会計の初級レベルの知識・手法等は、必須、一般常識化し、日商簿記検定2級にあっても、税効果会計および課税所得計算を出題範囲に加えるとの改定が行われている。このため、現行の会計学教育カリキュラムの下では、初級レベルの税務会計の知識を有した卒業生を輩出するという社会的要請に応えられないばかりか、多くの大学で入学者の大半を占める普通高校出身の会計初学者が、大学の1・2年次に会計学入門科目、キャリア教育などに触発されて当該資格取得を目指す場合、適切な配慮が行われているとはいえない状況が生じる。

以上をふまえ、大学における税務会計教育の現状を鳥瞰した上で、初級税務会計教育の重要性と大学の現行会計学教育カリキュラムの問題点を指摘し、大学での税務会計教育について、課税所得計算論から税務会計論へと進む途を設けるという将来への提言と、会計学総論、あるいは財務諸表（会計）論・簿記原理（論）等において、情報通信技術（ICT）と従来の教育手法を駆使した効率的な講義を企図し、ここで初級税務会計教育を行うという当面の対応策を提示した。

キーワード：税務会計教育、日商簿記検定2級、初級税務会計教育の重要性、会計学教育カリキュラム、課税所得計算論、会計学総論・財務諸表（会計）論等における初級税務会計教育

1. はじめに

2015年4月、日商簿記検定の出題範囲が改定され、従来1級の範囲であった税効果会計が2級の範囲となり、この改定と連動する形で、課税所得の算定方法も同級の範囲となることが公表された。両出題範囲の変更の背後には、近時、税務会計の初級レベルの知識・手法等が必須、一般常識化し、会計教育の早い段階で、初級、あるいは入門レベルの税務会計教育を実施することが社会全体から要請されているという事情があるように思われる。

税務会計にかかわる上記の動向は、現行の大学における税務会計教育、さらには会計学教育とそのカリキュラムに一石を投じるものである。

今日、ほとんどの大学の会計学教育カリキュラムは、税務会計を、財務会計（会計学）の応用領域、または発展科目として、3年次以降に設置・開講している。しかし、本稿のいう初級税務教育それ自体を意識したものではなく、この意味において、大学における初級税務会計教育は、白紙の状態と判断してよい。また、現行の会計学教育カリキュラムの下では、日商簿記検定2級の出題範

困改定後、多くの大学で入学者の大半を占める普通高校出身の会計初学者が、大学の1・2年次に会計学入門科目、キャリア教育などに触発されて当該資格取得を目指す場合、適切な配慮が行われているとはいいたい状況が生じる。

そこで、本稿では、次節で、大学における税務会計教育の現状を鳥瞰し、第3節で、初級税務会計教育の重要性と大学の現行会計学教育カリキュラムの問題点を、日商簿記検定2級の出題範囲の変更と関連づけて考察する。そして、これらをふまえて、第4節で、大学における会計学教育を改めて検討し、第5節で、現在の税務会計教育について、将来への提言を行い、あわせて初級税務会計教育に関する当面の対応策を提示する。

2. 大学における税務会計教育の現状

税務会計は、どちらかといえば歴史の浅い学問であり、識者達は、これを様々に定義づけている。たとえば、武田昌輔教授は、この語を「企業会計によって算定された利益を税法の要請から修正・加工する会計」と解釈しておられる（武田（昌）1995, 1）。また、武田隆二教授の定義は、「税法の規定にしたがい課税所得の計算を扱う会計領域を税務会計という」とのものである（武田（隆）2000, 27）。

この税務会計の大学における教育については、金光（2015）と税務会計研究学会特別委員会（2016・2017）が、近年の状況を明らかにしている。金光（2015）は、「経営学、商学および経済学系列の学部を有し、かつ税務会計の科目を設置する4年制大学を調査対象として、各大学で開講されている税務会計科目のシラバスをもとに、どのような講義内容が展開されているかという視点から、税務会計教育の現状把握を試みた」研究報告である（254）。一方、税務会計研究学会特別委員会（2016・2017）は、その第Ⅱ章『高等教育機関における税務会計教育の現状』で、4年生大学、短期大学、さらには大学院について、その公式ウェブページの情報（シラバス・履修要項等）にもと

づいて税務会計科目の開講状況、講義内容などを調査し、高等教育機関で行われている税務会計教育の現状の把握につとめている（2016：168）。会計学教育に関する研究報告は、少なからぬ論者によって、様々な角度から行われている。しかし、税務会計教育そのものを真正面から考察した研究報告は、ほとんどなく、大学（高等教育機関）における税務会計教育を論点に据えた研究報告は、さらに限られてくる。この意味において、両者は、きわめて貴重な文献である。

注目すべきは、金光（2015）と税務会計研究学会特別委員会（2016・2017）が、ともに、大学（高等教育機関）における会計教育の現場にあって、税務会計が財務会計あるいは会計学の“応用領域”と考えられ、それゆえに3年次配当科目と位置づけられているとの帰結を導いている点である。すなわち、金光（2015）においては、「シラバスで明示されていることを条件として、税務会計科目の配当年次と単位数の確認を行った。配当年次については101の講義において確認され、そのうち約8割（79講義）の講義が3年次の選択科目として設定されている。」との調査結果が明らかにされ（255）、これをふまえて、「財務会計が経営学・商学・経済学系列の学部を有するほとんどの大学において設置・開講されているのに対し、税務会計科目を設置・開講する大学はその半数にしかない。これは、会計学科目のカリキュラムにおいて、税務会計が財務会計の延長上に位置づけられる応用領域として考えられているためと推察される。多くの大学で税務会計科目を3年次以降の選択科目として開講しているのも、そのような理由によるものと思われる。」との考察が行われている（同上）。また、税務会計研究学会特別委員会（2016・2017）は、税務会計科目の配当年次に関して、「配当年次が3年次以降のものが92（4年次配当は4）あり、配当年次の記載がある講義数の73%を占める。これは税務会計が会計学の応用領域と位置づけられているからであろう。1・2年次で簿記や会計学を修得した後の履修が想定されていると考えられる。稀に1年次から履修可能なケース

もあるが（白鷗大学、聖学院大学、東京成徳大学、大阪産業大学）、シラバスをみるとこれらの講義では簿記・会計の学習に多くの時間を割いていることが確認できる。」との見解を示している（2016：173）。

3. 初級税務会計教育の重要性と日商簿記検定2級

鈴木（1996）は、比較的早い時期に、1）他の外部報告会計（金融商品取引法会計・会社法会計）に比べて社会的需要が大きい、2）税制と企業行動とを媒介する存在であるという税務会計の社会的重要性と（14-15）、高度経済成長が見込めなくなったことともなう租税環境の変化を主張した上で（18-20）、大学および大学院における税務会計教育に関して、「まず会計学科目と他学科科目、さらに財務会計科目と税務会計科目の棲み分けを明確にし、課税所得計算の基礎となる測定論は財務会計科目に委ねることとする。また、税務会計科目については、それを税理士、国税専門官、企業の税務担当者、税務コンサルタント等の専門家志望者とその他の一般学生の両方に共通する基礎的領域と、専門家養成のための上級領域とに分け、それらを学部から大学院までのカリキュラムの中に効率的に配置する工夫が必要になる。」との示唆を与えている（23）。

一方、日本商工会議所は、自らが主催する簿記検定試験（以下、「日商簿記検定」）の出題の基礎的な指針として、『商工会議所簿記検定試験出題区分表』（以下、「区分表」）を制定し、これに関して会計諸基準の設定・改訂および関係法令の制定・改正等をふまえた改定を適宜行っているが、2015年4月1日、当該区分表に大幅な変更を加え、従来1級の範囲であった税効果会計を2級の範囲とし、これと連動させる形で、課税所得の算定方法をも2級の範囲とすることを公表した。

両出題範囲の変更の背後には、わが国に新会計基準の1つとして税効果会計が導入、適用された1999年以降、徐々に、鈴木（同上）の「低経済成

長下では、税金を含めた取引コストの総合的な最小化が、企業のみならず社会全体から求められる。このような状況下では、税務会計を税法解釈論という狭い領域に限定するのではなく、企業行動に結び付けて考察し、教育していくことこそが必要になる。すなわち税務会計を企業理論の中の領域として位置付け、取引コストの最小化という観点から、内部報告と外部報告の両面における理論の体系化を図り、それを普及させていくことが税務会計教育に対して求められるのである。」との主張が（24-25）、より説得力を有するものとなっており、これに呼応する形で、租税、課税所得計算、税務戦略などにかかわる初級レベルの知識・手法等も必須、一般常識化していったという事情があるものと思われる。

日本商工会議所が2015年4月24日に公表した『日本商工会議所簿記検定試験出題区分表の改定等について』は、税効果会計を2級の出題範囲とした理由を「上場会社においてはほぼ全ての会社が税効果会計を適用しているが、中小企業においても相当程度普及していることから、『中小企業の会計に関する指針』においても推奨されているところである。」と説明し、その出題に関して、「今回の『区分表』の改定では、簡易なものに限ったうえで2級以上で出題することとした。すなわち、税効果会計を2級で出題するにあたり、すべての一時差異に係るものとするのではなく、論点を①引当金の設定や②減価償却の実施にあたり、損金算入限度額を超える金額を有税で行う場合と、③その他有価証券を時価で評価替えした際に生じる差額の税効果に限定し列挙する一方で、問題文での指示にもとづいて受験者が容易に答えることができるよう配慮することに加え、さらに毎期行われる繰延税金資産の回収可能性の検討については、一部難解な手続きを伴うことから、上記の3つによる場合を含めて1級の範囲と定めたものである。なお、当該改定事項の適用時期については、テキスト・問題集などの教材が整備されるのを待って2年先送りしたため、平成30年4月1日であることに留意すること。」との条件を付している。

また、課税所得の算定方法が2級の出題範囲に追加されることとなった改定については、「従前より、2級では法人税等の簿記的な処理方法が出題されてきたが、納税額の基礎を成す課税所得の算定プロセス自体は税法の知識を必要とするため、出題から回避されてきた。しかしながら、下記『第二23. 税効果会計』のように、簡易なものに限るとはいえ、税効果会計が2级以上での出題となったことと整合性を保つためには、課税所得の算定方法すなわち、税引前当期純利益と課税所得が異なることをある程度理解しておくことは不可欠である。そのため『区分表』に明記したものであるが、適用時期については、税効果会計が下記のように平成30年4月に適用されるに先立ち、まず課税所得算定に関する基礎的な概念を定着させる必要があるので、テキスト・問題集などの教材が整備されるのを待って1年先送りした平成29年4月1日であることに留意すること。」と述べている。

以上のような、企業環境の変化にともなう税務会計、特に初級レベルの税務会計教育の重要性の高まり、さらには、これを背景にしたものと推察される日商簿記検定範囲の変更は、現行の大学における税務会計教育、さらには会計学教育とそのカリキュラムに一石を投じるものといえなくもない。なぜなら、多くの大学の現行カリキュラムは、税務会計を会計学、財務会計の応用領域と位置づけて3年次配当とするのみで、初級レベルの税務会計教育に関しては、ほとんど白紙の状態である。そして、この結果として、大学における会計教育と簿記検定試験については、一般に、「検定試験は基本的に大学の授業と競合しない。むしろ入門レベルの検定試験は学生に具体的な目標を与え、学習を促す効果がある。」と解され（松本2007, 88）、「導入教育では簿記検定試験の合格者に単位を保証することがしばしば行われている。」との良好な関係を保っているにもかかわらず（同上）、平成29年4月1日以降は、多くの大学で入学者の大半を占める普通高校出身の会計初学者が、大学の1・2年次に会計学入門科目、キャリア教育などに触発されて日商簿記検定2級の取得を目指す場

合、適切な配慮が行われているとはいいがたい状況が生じる。

したがって、税務会計を会計学、財務会計学の応用領域と位置づける思考自体を改めて、税務会計教育における、税金の意義から課税所得計算、さらには税務戦略へとつながる入門的な領域を、早い段階で、初級税務会計教育として行うことが必要であり、効果的であると思われる。すなわち、鈴木（1996）の主張をさらに進め、基礎・上級の二段階ではなく、基礎領域を二分し、初級・中級・上級の三段階とするのである。

4. 大学における会計学教育

会計学教育に関しては、古くから、「簿記からはじめるか、会計学入門からはじめるか」という論争がある。

商業高等学校の会計学教育は、伝統的に、簿記からはじめるものである。その実態と理由を、長谷川（2016）は、「従来の高校における会計教育の進め方を確認します。会計の学習は、初めに商業簿記から始め、財務会計や工業簿記、原価計算、管理会計へと進みます。会計には職能に似た区分による領域があり、学び進め方は、職能を段階的に昇級していくように、各領域を段階的に学び進め、関連する職能で役立てられるようになっていきます。そのため、学び進める順番があり、順番を替えて学ぶことは困難です。例えば、商業簿記を飛ばして財務会計や工業簿記を学ぶことや財務会計や管理会計から学び始めることは困難なことです。」と説いている（42）。

大学における会計学教育も、1960年頃までは、片野（1963）が、1960年4月に中央大学商学部が行った調査によって得られた資料にもとづく「商学部・経営学部・経済学部の大学六七校（このうち、短期大学三校をふくむ）を総括した会計科目配置表」を示した上で、「日本の大学の学部における会計教育の方法は、簿記から入って会計学に及んでいることが明らかである。簿記は六七大学中三二校が1年で、二六校が2年で履修せしめ、

会計学は、1年で履修させるところは一校もなく3年で履修させるところが三八校、2年で修めるところが一九校となっている。」と論じるように(82-83)、簿記からはじめるものであった。しかし、「1年で『簿記』を教える場合、とかく簿記の記帳原則や技術を教えることでほとんど1年間がとられてしまい、学生の中には今日の経済社会における会計の職能や、経済社会の変化にともなう会計の役割などを理論的に研究するとか、理解する前に、会計学系統の科目について、誤った先入観をもってしまい、会計学系統への関心をもたなくなる学生がなくなかった。」(青木・大塚2007, まえがき)、あるいは「最初に教える簿記が多くの学生を会計嫌いにするという点である。実際、1年次の終了前に『今後一切、簿記・会計とは付き合わない』と決心する学生が少なからずいる。」との現実に直面して(松本2007, 85)、徐々に、「入門教育としての会計学入門、簿記論、財務会計系の科目(会計学総論、制度会計論、財務諸表論など)と管理会計系の科目(原価計算論、財務会計論など)を設置しており、それを基礎に監査論、公会計論、国際会計論、税務会計論や、系列の異なる会計情報論、情報会計論等の科目が設置されている例」が多くなり(私立大学情報教育協会2001, 103)、最近では、「経済構造の複雑化、グ

ローバル化、高度情報化が進展する現代社会においては、利害関係者が等しく適正な意思決定を行うことが求められている。そのため会計の専門家のみならず、一般のビジネスマンや組織の経営者においても会計情報の活用に関する知識が不可欠となってきた。このため、会計学の広範な活用を通して、社会の発展により貢献するため、会計学の高度な活用を必要とする専攻レベルに加えて、社会人の素養として会計情報の意味を読み取る一般レベルの育成を目指すことにした。」との思考のもとづき(私立大学情報教育協会2012, 99)、会計学総論、会計学入門、会計学概論などの名称が付された「会計学の総論レベルの授業」(以下、「会計学総論」)を「比較的早い学年」で行う(同上, 102)、すなわち会計学からはじまるカリキュラムが主流となっている。

そして、ほとんどの会計学からはじまるカリキュラムには、表4-1に示す文部科学省大学設置審議会の『内規-特定学部及び特定学部の学科についての申合わせ-』、または表4-2・4-3に示す大学基準協会の『12 商学教育に関する基準およびその実施方法 II 商学教育の実施方法』・『13 経営学教育に関する基準およびその実施方法 II 経営学教育の実施方法』が規定、指示する教育実施方法に準拠する形で、2年次以降、

表4-1 文部科学省大学設置審議会『内規-特定学部及び特定学部の学科についての申合わせ-』が規定する会計学授業科目

商学部 商学科

経営学部 経営学科

学科目	授業科目
会計学	◎簿記原理◎会計学原理(財務諸表論)○原価計算論◎管理会計論 経営分析論 監査論 税務会計論 (備考)◎は必置科目, ○は準必置科目を示す。 ◎のうち2科目を必置とする。

学科目	授業科目
会計学	◎簿記原理◎会計学原理(財務諸表論)○原価計算論◎管理会計論 経営分析論 監査論 (備考)◎は必置科目, ○は準必置科目を示す。

(出所) 藤永 (2004) 16

表4-2 大学基準協会『12 商学教育に関する基準およびその実施方法 II 商学教育の実施方法』が指示する会計学教育実施方法

	区分	科目名	留意事項
会計学 関連科目	基礎科目	簿記論又は会計学総論 (初等簿記を含む)	基礎科目はそれぞれの専門分野における一般的基礎をなすものであり、できれば第一年次、おそくとも第二年次末までに履修させることが望ましい。
	基本科目	財務諸表論 原価計算論 管理会計論 会計監査論	基本科目は必ず開講されるべき基本的科目であり、第二年次または第三年次で選択履修させることが望ましい。
	専門科目	経営分析論 税務会計論 会計組織論 (簿記各論、コンピューター会計を含む) 国際会計論	専門科目は第三、四年次で履修すべき専門的教育科目であり、各大学の商学教育の意図する方針に従って特定の分野に重点をおいて開講することが望ましい。

(出所) 大学基準協会 (1987) 160-163より筆者作成

表4-3 大学基準協会『13 経営学教育に関する基準およびその実施方法 II 経営学教育の実施方法』が指示する会計学教育実施方法

	区分	科目名	留意事項
会計学 系列	基礎科目	会計学基礎 (又は簿記原理)	基礎科目は、経営学の専門教育の基礎となる授業科目であるから、原則として第一年次に、必要があれば第一・二年次に亘って所定単位の選択必修として履修させることが望ましい。
	基本科目	財務会計論(又は財務諸表論) 原価計算論 管理会計論	基本科目は、専門教育の中核的授業科目であるから、原則として第一・二年次に亘って所定単位の選択必修として履修させることが望ましい。
	専門科目	会計監査論 経営分析論 国際会計論	専門科目は、基本科目に関連の深い応用部面、特定研究分野または総合的研究に関する高度の授業科目であるから、原則として第四年次に、必要があれば第三・四年次に配当し、自由に選択履修させることが望ましい。

(出所) 同上164-167より筆者作成

財務会計分野については、簿記原理（論）・財務諸表（会計）論から会計監査論、国際会計論などへと進む途が、管理会計分野については、原価計算論から管理会計論へと進む途が設けられている。しかしながら、前述したような初級レベルの税務会計教育の重要性の高まりをふまえたとき、理想論としては、税務会計分野についても、その初級から初中級レベルを学ぶ「課税所得計算論」とでも称する科目から税務会計論へと進む途が設けられるべきである。

5. 将来への提言と当面の対応策

藤永（2004）は、今後の大学における会計学教育について、『覚える会計教育』と言われる会計知識習得重視型教育から、『考える会計教育』と言われる会計知識応用重視型教育への転換を図る際には、「会計理論と会計実践の同時的教育、財務会計と管理会計の同時的教育、経営管理および財務管理と管理会計の同時的教育等、会計教科目の見直し、再検討などが必要である。」と主張している（12）。

大学における税務会計教育に関しては、将来、「課税所得計算論」との新会計教育科目が認められ、財務会計、管理会計および税務会計3分野の同時的教育が行われることが望まれる。ただし、新たな教育科目が認められ、カリキュラムが再構築されるには、通常、相応の時間が必要である。したがって、まずは、現行カリキュラムを所与として社会的重要性が高まっている初級レベルの税務会計教育をどのように実施するのかを当面の課題と位置づけ、その対応策を検討すべきであろう。

現実をふまえたとき、受け入れられやすい案は、おそらく次の2つであると思われる。

- (1) 会計学総論の講義において、税務会計を教授する相応の時間を確保し、ここで、初級税務会計領域を取り扱う。すでに当該時間が設けられている、さらには初級税務会計領域が取り扱われている場合は、その拡

充を図る。

- (2) 財務諸表（会計）論、簿記原理（論）などの講義において、税効果会計を教授する時間を確保し、ここで、初級税務会計領域をも取り扱う。すでに当該時間が設けられている、さらには初級税務会計領域が取り扱われている場合は、その拡充を図る。

上記（1）案については、会計学総論は、大半の大学のカリキュラムで、1年次に配置されているため、早期に初級税務会計教育が実施できるというメリットがある。また、各大学の会計学総論の授業計画を概観するかぎり、少なからぬ数の大学で、会計学の一領域を成す税務会計を教授する時間がすでに設けられており、本案の実現可能性はきわめて高い。一方、（2）案については、財務諸表（会計）論、簿記原理（論）などは、多くの大学のカリキュラムで、2年次以降に配置されているため、早期に初級税務会計教育が実施できるというメリットは、（1）案よりも乏しい。しかし、先にふれた実務における税効果会計の普及状況や日商簿記検定2級の出題範囲の変更を考慮したとき、新会計基準の1つであるこの会計処理を教授する必要性は今後ますます高まり、これにともなって本案の実現可能性も高まるものと推察される。

ただ、両案には、多くの時間を初級税務会計教育に割けない、すなわち時間的制約という重大な欠点がある。（1）案に関しては、言うまでもなく会計学総論の領域は、あまりにひろい。また、（2）案に関しては、財務諸表（会計）論、簿記原理（論）などで学ぶべき事項は多く、さらに主題である税効果会計を解説するための相応の時間も必要である。両案ともに、常識的に判断して、初級税務会計教育に割ける時間は、最大で3時間程度（講義2回分）であると思われる。

このため、いずれの案を採った場合も、1）情報機器を利用する、2）電子教材を活用する、3）税務申告にかかわる申告書・別表・付表等、さらにはその記載例を提示する、4）図表・例題等を

作成し、プリントとして配布する、5) 新聞・雑誌・ウェブサイト等を資料として用いるなど、情報通信技術 (ICT) と従来の教育手法を駆使した効率的な講義を企画、実施して、当該欠点を補っていく必要がある。

6. おわりに

本稿では、今日の大学における税務会計教育を、先行研究を手掛かりとして、税務会計教育に対する社会的要請、日商簿記検定2級の出題範囲、大学の会計学教育カリキュラムとの3つの側面から考察した。そして、これについて、将来への提言を行い、当面の対応策を示した。前者に関しては、行政の動向に左右されるところが大きい。これをも注視しつつ、研究を続けたい。後者に関しては、早々に、稿を改めて、その具体的な姿を検討、提示したい。

識者たちが強調するように、税務会計にかかわる企業数は、金融商品取引法会計ならびに会社法会計と比較したとき、圧倒的多数であり、その社会的需要はきわめて大きい。本稿が指摘した初級税務会計教育に対する社会的な要請については、所得税法が適用される零細個人事業者、あるいはパパママ会社などと揶揄される小規模閉鎖会社といえども申告義務を免れることはできないという現実を直視したとき、従来から企業経営の実務にあって税務会計の初級レベルの知識・手法等は必須、一般常識化しており、これが、税効果会計の導入・適用以後、徐々に顕在化したものとも考えられる。この意味においては、今日まで、大学での初級税務会計教育にかかわる関心が高まらず、現在なお、これに関しての社会的合意が何ら成立していない状況、それ自体を検討する必要がある。

税務会計は、その名称通り、税と会計にかかわるものであり、教育領域も、税法と会計学という2つの学問にまたがる。したがって、学び進める順序としては、一般論として、税法と会計学を学んだ後に税務会計を学ぶという進め方が、当該順序を替えた進め方よりも効率的である。おそらく、

このような思考が、多くの大学の会計学教育カリキュラムにおいて、税務会計が、会計学あるいは財務会計学の応用領域と位置づけられ、3年次以降に配当されている一因となっていると思われるが、ここからは、初級税務会計教育、さらには課税所得計算論という発想は、導かれにくい。それゆえ、近年まで、大学での初級税務会計教育にかかわる関心も高まりを見せることがなかったと推察される。

しかしながら、「簿記からはじめるか、会計学入門からはじめるか」という論争と同様、社会が、大学の会計学教育カリキュラムに、税務会計の専門家のみならず、一般のビジネスマンや組織の経営者にとっても不可欠な初級レベルの税務会計の知識を有した卒業生を輩出することを要請するのであれば、そこに何らかの不都合、相応の困難が存したとしても、大学の側としては、この要請に応えていかなければならない。

【参考文献】

- 青木茂男・大塚宗春, 2007, 『新訂 会計学総論 [第2版]』中央経済社。
- 片野一郎, 1963, 「日本における会計教育の方法」『会計』830(4): 81-102。
- 金光明雄, 2015, 「税務会計教育の現状と課題」『桃山学院大学総合研究所紀要』41(1): 253-263。
- 公益社団法人私立大学情報教育協会, 2001, 「授業改善のためのITの活用: 大学教育への提言2001年版」私立大学情報教育協会学系別情報教育研究委員会。
- 同上, 2012, 「未知の時代を切り拓く教育とICT活用: 大学教育への提言2012年版」私立大学情報教育協会学系別教育FD/ICT活用研究委員会、分野別サイバー・キャンパス・コンソーシアム運営委員会、情報教育研究委員会。
- 公益社団法人大学基準協会, 1987, 『大学基準協会基準集 訂補版』(公益社団法人大学基準協会資料) 36。
- 鈴木一水, 1996, 「税務会計教育の内容をめぐる問題」『会計』150(2): 14-25。
- 税務会計研究会特別委員会, 2016・2017, 「税務会計教育に関する基礎研究」『税務会計研究』27・28: 165-186・109-154。
- 武田昌輔, 1995, 『新講 税務会計通論』森山書店。
- 武田隆二, 2000, 『法人税法精説』森山書店。
- 長谷川清晴, 2016, 「急激に変化する社会と会計教育—高校会計教育に視点を当てて—」『商業教育論集』26: 39-46。
- 藤永弘, 2004, 『大学教育と会計教育』創成社。
- 松本敏史, 2007, 「大学教育の現場における会計教育の課題」『企業会計』59(8): 83-88。